2010 国勢調査確定値

平成２２年１０月１日現在で実施された国勢調査の確定値（人口・世帯数）をお知らせします。

人口（人）、世帯数（世帯）

	平成２２年		平成１７年対比	
	人　口	世帯数	人　口	世帯数
香美市	28,766	12,245	△1,491	△166
土佐山田	21,474	9,109	△　708	7
香　北	5,037	2,014	△　304	△　30
物　部	2,255	1,122	△　479	△143

※平成２３年３月号でお知らせした速報値とは一致しません。

【問い合わせ先】
政策企画財政課☎５３−３１１４

林業退職金共済事業本部から

林業退職金共済制度のお知らせ

林業の仕事をしていたことがありませんか？林退共制度に加入していた方で、退職金をまだ受け取っていない方を探しています。

ご自身が林退共へ加入していたか分からない方についてもお調べします。

また、罹災された共済契約者および被共済者の皆様に対し、各種手続(共済手帳の紛失、退職金の請求等)の必要が生じた場合はできうる限りの範囲において速やかな対応を考えていますので、ご相談くださいますようお願いします。

林業退職金共済事業本部
Web 林退共 検 索
http://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/

■問い合わせ先
独立行政法人勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部
〒１０５−００１１　東京都港区芝公園１−７−６
退職金機構ビル
☎０３−５４００−４３３４
FAX０３−３４３２−５８６８

四国経済産業局からのお知らせ

冬季の省エネルギー対策

１１月から３月までの期間はエネルギー消費が増加する季節です。暖房中の室温を適切に調整する等の省エネルギー対策を実践しましょう。

また、この冬は、四国管内でも電力不足が懸念されていますので、節電へのご協力をお願いします。

特に心がけていただきたい冬季の取り組み

●空調
①暖房中の室温は、原則住宅においては２０℃、ビルにおいては１９℃を徹底する。
②暖房効果を高めるため、こまめにエアコンのフィルターの掃除をする。
③エアコンを購入するときは、省エネラベルを確認し、省エネルギー性能が高い機器を選択する。

●照明
①こまめな消灯に努める。
②支障のない範囲での照明の間引き（特に通路や窓際）に努める。
③照明器具を購入するときは、省エネ型の電球形蛍光ランプ、ＬＥＤ電球等を選択する。

●電力消費機器
①エレベーターやエスカレーターの運転台数削減等に努める。
②電気ポット・パソコン等を使わないときには、こまめに電源を切る。
③冷蔵庫は、扉の開閉回数を減らす。食品を詰め込み過ぎないようにする。
④購入するときは、省エネルギー性能の高い機器を選択する。

●運輸・交通
①できる限り鉄道・バスなどの公共交通機関を利用し、近距離移動は徒歩や自転車で移動する。
②自動車を利用する場合には、エコドライブ（ふんわりアクセル、早めのアクセルオフ、アイドリングストップ等）を実践する。

◆省エネ参考サイト

家庭の省エネ大辞典　２０１１年版
Web 家庭の省エネ大辞典 検 索
http://www.eccj.or.jp/dict/

政府の節電ポータルサイト「節電アクション」
Web 節電.go.jp 検 索
http://setsuden.go.jp/

税知っ得

税にはさまざまな控除があります。
ただし、申告を行なわないと控除されません。
今回、住宅の改修に関する税控除の一部を紹介します。
各控除には要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

住宅の改修による所得税の控除

■耐震改修工事をした場合
－住宅耐震改修特別控除－

居住者が、平成２５年１２月３１日までに、住居※の住宅耐震改修をした場合、一定の金額をその年分の所得税額から控除できます。
※昭和５６年５月３１日以前に建築された住居

■借入金を利用して省エネ・バリアフリー等の改修工事をした場合
－特定増改築等住宅借入金等特別控除－

居住者が住宅ローン等を利用して、所有する住居を省エネやバリアフリー改修工事を含む増改築等をし、一定の要件を満たす場合、住宅ローン等の年末残高を基に計算した金額を、居住した年以後の各年分の所得税額から控除できます。

■省エネ改修工事をした場合
－住宅特定改修特別税額控除－

居住者が、所有する住居の一般省エネ改修工事を行い、平成２４年１２月３１日までに居住した場合、一定の要件の下で、実費と一般省エネ改修工事の標準的な費用のいずれか少ない金額（最高３００万円）の１０％に相当する金額をその年分の所得税額から控除できます。

■バリアフリー改修工事をした場合
－住宅特定改修特別税額控除－

居住者が所有する住居のバリアフリー改修工事を行い、平成２４年１２月３１日までに居住した場合、一定の要件の下で、実費とバリアフリー改修工事の標準的な費用のいずれか少ない金額（最高２００万円。平成２４年分は最高１５０万円）の１０％に相当する金額をその年分の所得税額から控除できます。

住宅特定改修特別税額控除は、原則として平成２２年分でこの税額控除を適用した場合は、平成２３年分において適用できません。また、住宅借入金等特別控除または特定増改築等住宅借入金等特別控除のいずれの適用要件も満たしている場合は、これらの控除のいずれか一つの選択適用となります。

◆問い合わせ先
南国税務署　☎０８８−８６３−３２１５

家屋に掛かる固定資産税の減額

次の減額を受けるには、原則として工事完了後３カ月以内に税務課に申告する必要があります。

■耐震改修工事をした場合
平成２３年１月１日から平成２７年３月３１日までに、昭和５６年以前に建築された住居について、現行の耐震基準に適合する３０万円以上の耐震改修工事をした場合、工事完了の翌年度より、対象床面積の１２０㎡相当分までの固定資産税が、最大で２年間半額になります。

■熱損失防止（省エネ）改修工事をした場合
平成２３年１月１日から平成２５年３月３１日までに住居を一定の熱損失防止（省エネ）改修した場合、工事完了の翌年度分に限り、対象床面積の１２０㎡相当分までの固定資産税が３分の１減額されます。

■バリアフリー改修工事をした場合
平成２３年１月１日から平成２５年３月３１日までに住居をバリアフリー改修した場合、工事完了の翌年度分に限り、対象床面積の１００㎡相当分までの固定資産税が３分の１減額されます。

◆問い合わせ先
税務課
固定資産税班　☎５３−３１１６